

## 防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画

佐賀県

### 1 防災工事等の推進に関する基本的な方針

#### (1) 佐賀県における農業用ため池の概要

##### ア 現状と基本的な考え方

佐賀県は、九州の北西部に位置し、東は福岡県、西は長崎県に接し、北は玄界灘、南は有明海と二つの海に面しており、総面積は約2,441km<sup>2</sup>で、県の北部には天山・脊振山系、南西部には多良岳山系が連なり、南部には広大な佐賀平野が広がっています。

本県の産業別人口の割合は、農業や林業・水産業に代表される第1次産業が約7%で、全国平均と比べて高い割合となっています。

県内の農業用ため池数は2,648か所で、約80%が県の西部及び北西部地域に集中して存在しています。

この内、ため池の決壊による水害や、その他の災害により、その周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるため池を防災重点農業用ため池として1,400か所を指定しており、決壊した場合の影響度を踏まえ、必要な対策を集中的かつ計画的に実施する。

##### イ 所有者及び管理者の状況

別表1のとおり

#### (2) 佐賀県における防災工事等の実施状況等

別表1のとおり

### 2 劣化状況評価の実施に関する事項

#### (1) 劣化状況評価の推進計画

法の有効期間内に劣化状況評価を行った上で必要な防災工事に着手する必要があるため、法の有効期間内を前半5年（以下「前期」という。）及び後半5年（以下「後期」という。）に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、計画的に劣化状況評価を実施する。

ア 前期に劣化状況評価を行う防災重点農業用ため池： 300か所

イ 後期に劣化状況評価を行う防災重点農業用ため池： 331か所

#### (2) 経過観察

劣化状況評価の結果、防災工事は不要であるものの、変状等が認められ経過観察が必要であると判断された防災重点農業用ため池について、経過観察を行う。

経過観察を行う防災重点農業用ため池及び経過観察を行う者： 別表2のとおり

#### (3) 定期点検

地震や豪雨等により防災重点農業用ため池の劣化が進行する等の不測の事態が生じるおそれがあることから、防災工事が完了したものも含め定期的に点検を行い、決壊の危険性を早期に把握する。

ア 定期点検の頻度： 1回／1年

イ 定期点検を行う者：ため池管理者又は市町

### 3 地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項

#### (1) 地震・豪雨耐性評価の推進計画

法の有効期間内に地震・豪雨耐性評価を行った上で必要な防災工事に着手する必要があるため、法の有効期間内を前期及び後期に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、計画的に地震・豪雨耐性評価を実施する。

ア 前期に地震・豪雨耐性評価を行う防災重点農業用ため池： 100か所

(前期に地震耐性評価を行う防災重点農業用ため池： 105か所)

(前期に豪雨耐性評価を行う防災重点農業用ため池： 82か所)

イ 後期に地震・豪雨耐性評価を行う防災重点農業用ため池： 166か所

(後期に地震耐性評価を行う防災重点農業用ため池： 164か所)

(後期に豪雨耐性評価を行う防災重点農業用ため池： 209か所)

ウ 個々の防災重点農業用ため池に関する情報： 別表2のとおり

#### (2) 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき要件（知事特認）

基本指針第3の2(1)③に規定する都道府県知事が特に必要と認めるものは、浸水区域に多くの住宅又は公共施設があり、防災重点農業用ため池が決壊した場合に甚大な影響が生じるおそれがあるものとする。

### 4 防災工事の実施に関する事項

#### (1) 防災工事（廃止工事を除く。）の推進計画

法の有効期間内を前期及び後期に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、計画的に防災工事を実施する。

ア 前期に防災工事を行う防災重点農業用ため池： 23か所

イ 後期に防災工事を行う防災重点農業用ため池： 40か所

ウ 個々の防災重点農業用ため池の情報： 別表2のとおり

#### (2) 廃止工事の推進計画

法の有効期間内を前期及び後期に区分し、防災重点農業用ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、計画的に廃止工事を実施する。

ア 前期に廃止工事を行う防災重点農業用ため池： 17か所

イ 後期に廃止工事を行う防災重点農業用ため池： 37か所

ウ 個々の防災重点農業用ため池の情報： 別表2のとおり

#### (3) 防災工事の実施に当たっての配慮すべき事項

ア 文化財保護担当部局との調整

工事着手の前年度までに文化財保護担当部局との協議を実施し、必要な対策を講じる。

イ 環境担当部局との調整

工事着手の前年度までに環境担当部局との協議を実施し、必要な対策を講じる。

ウ 上水道担当部局との調整

上水道の貯水池として共同利用がある場合、必要に応じて上水道担当部局と調整を行う。

エ その他

その他、防災工事を実施するにあたり協議が必要な場合、事前に担当部局と協議を行い、必要な対策を講じる。

## 5 防災工事等の実施に当たっての市町との役割分担及び連携に関する事項

### (1) 防災工事等の実施主体

ア 劣化状況評価

- (ア) 貯水量10万m<sup>3</sup>以上の防災重点農業用ため池については県  
(イ) 貯水量10万m<sup>3</sup>未満の防災重点農業用ため池については市町

イ 地震・豪雨耐性評価

- (ア) 貯水量10万m<sup>3</sup>以上の防災重点農業用ため池については県  
(イ) 貯水量10万m<sup>3</sup>未満の防災重点農業用ため池については市町

ウ 防災工事(廃止工事を除く。)

- (ア) 受益面積2ha以上又は、高度な技術を要する場合の防災重点農業用ため池については県

ただし、県・市町の協議の上、事業主体を決定する場合はこの限りではない。

- (イ) 上記以外の防災重点農業用ため池については市町

エ 廃止工事

- (ア) すべて市町

### (2) 技術指導等の内容

ため池保全管理サポートセンターを佐賀県土地改良事業団体連合会内に設置し、ため池管理者等からの相談対応やため池の管理、工事に関する技術研修会の開催などを行う。

### (3) 情報共有及び連携の方法

毎年度、県、市町、土地改良事業団体連合会の関係者間で、ため池対策に関する情報共有や意見交換を行う場として、検討会の開催を行う。

検討会では、「防災工事等推進計画」の進捗状況を確認し、推進計画の方針や変更などについて協議する。

## 6 その他防災工事等の推進に関し必要な事項

### (1) 応急的な防災工事又は地震・豪雨時の応急措置の実施

地震、豪雨時のため池の状況確認は、ため池管理者が実施し、関係市町と情報共有するとともに、緊急連絡網に従い県にも報告する。

応急的な防災工事や応急措置は市町が実施するが、必要に応じて「ため池サポートセンター」の技術的支援や国の「MAFF-SAT」の派遣を要請する。

### (2) ICT等の先端技術の導入等による管理・監視体制の強化

管理・監視体制の強化のため、水位計や監視カメラ等の設置を推進する。

また、災害時等の緊急時のため池情報は、「ため池防災支援システム」を活用し、ため池管理者と市町と県、及び国を含む関係者間の情報共有を推進する。

【R7. 11. 17】

付則

令和3年3月26日策定

令和7年11月17日（第1回変更）